

○佐賀県警察の情報処理能力検定に関する訓令

平成15年6月19日

本部訓令第9号

改正 平成28年2月9日警察本部訓令第4号

佐賀県警察の情報処理能力検定に関する訓令（平成6年佐賀県警察本部訓令第14号）の全部を次のように改正する。

（準拠）

第1条 佐賀県警察の情報処理能力検定（以下「能力検定」という。）の実施は、情報処理能力検定に関する訓令（平成5年警察庁訓令第1号。以下「警察庁訓令」という。）に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

（能力検定の目的）

第2条 能力検定は、警察職員の情報処理に関する能力を検定し、情報処理に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

（能力検定の級位等）

第3条 能力検定は、初級、中級及び上級に区分して行う。

2 初級及び中級の能力検定の対象となる知識及び技能は、別表の左欄に掲げる能力検定の級位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

3 上級の能力検定の対象となる知識及び技能については、警察庁訓令に定めるところによる。

（能力検定の実施）

第4条 初級及び中級の能力検定は、佐賀県警察本部長（以下「本部長」という。）が行い、上級の能力検定は、警察庁長官が行う。

2 本部長は、初級及び中級の能力検定を年1回以上行うものとする。

3 能力検定は、筆記試験又は電子計算機その他の電子機器を利用した試験により行う。

（合格者台帳への記載）

第5条 本部長は、能力検定に合格した者を合格者台帳に記載しなければならない。

2 前項に規定する合格者台帳は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）により調製することができる。

（特例）

第6条 本部長（上級の能力検定については、警察庁長官に限る。）は、各級位の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認める者については、能力検定を行わずに、これを

当該級位の検定に合格したものとし、合格者台帳に記載することができる。

(検定の実施細目等)

第7条 この訓令に定めるもののほか、能力検定の実施について必要な事項は、別に定める。

2 本部長は、能力検定の実施に関する事務を警務部長に行わせるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年2月9日本部訓令第4号)

この訓令は、平成28年2月9日から施行する。

附 則 (平成28年本部訓令第4号)

この訓令は、平成28年2月9日から施行する。

別表 (第3条関係)

級位	知識及び技能
初級	1 佐賀県警察情報セキュリティに関する訓令(平成17年佐賀県警察本部訓令第7号)第2条第5号に定める警察情報システム(以下「警察情報システム」という。)の基本的な操作に必要な知識及び技能
	2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システムの基本的な操作に必要なもの
中級	1 情報処理に関する技術を利用して業務改善を実施するために必要な、又は上司の指導の下、警察情報システムを設計、開発、整備並びに運用するために必要な知識及び技能
	2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、業務で利用するソフトウェアの応用並びに警察情報システムの操作についての職員に対する指導及び教養に必要なもの